

JR連合 政策News

第263号

2015年3月16日

JR会社法改正法案対応 プロジェクトチームが始動

第1回会合として、国交省から法案説明及び質疑を展開！

JR連合は先のJR連合国会議員懇談会において、本通常国会に上程されるJR会社法改正法案へ能動的に対応するべく、対応議員懇メンバー及びJR連合とで「JR会社法改正法案対応プロジェクトチーム（JR会社法改正法案PT）」を発足させることを決定、3月12日にその第1回となる会合を開催した。当日は国土交通省鉄道局を招聘し、同法案の説明を受け、その後参加者との質疑を展開した。



同PT座長に就任した高木衆議院議員（JR連合国会議員懇会長）が冒頭挨拶に立ち、この度JR九州が上場する運びとなった点について、皆様方の努力に敬意を表したいと述べるとともに、上場は簡単なことではないことから、しっかりスキームを作っていくとの決意が示された。さらにJR北海道、JR四国、JR貨物についても重要と認識しており、各社の将来展望を踏まえた法律案にしていきたいと述べ、関係者に協力を求めた。次にJR連合を代表して松岡会長より、国鉄改革の主たる目的はJR7社が完全民営化することであり、JR九州の上場は極めて有為であること、とは言えJR九州にも上場に際して様々な課題があること、そしてJR北海道、JR四国及びJR貨物にも依然厳しい環境の中で経営を強いられており、そうした課題を同PTにて共有化頂き、法案審議に臨んで頂きたい旨要請した。

その後鉄道局篠原次長より、JR九州が約2300kmもの大きな鉄道ネットワークを担っており、輸送密度が低い路線をいくつも抱えている中で精一杯努力している点、新幹線全線開業以降200億円ほどの経常利益を計上しており、鉄道事業が150億円強の赤字となっているものの、関連事業で収益を上げ、直近平成25年度の経常利益は212億円である点等を斟酌すれば、十分に上場できる体力を持った企業であるとの認識が冒頭示された。続いて、JR九州をJR会社法の適用除外とすることとし、一方でJR本州三社と同様、運賃制度等のJR会社との連携、路線の適切な維持、関連事業の中小企業への配慮等に関する指針を定めること、さらには経営

安定基金に関する措置を盛り込むこと等からなる法案概要説明を受けた。J R九州が保有する3,877億円の経営安定基金については、他資産への振替として、九州新幹線貸付料残額の一括前払いに2,205億円、鉄道運輸機構から借り入れた無利子借入金に800億円、鉄道ネットワークの維持・向上に必要な鉄道資産振替に872億円としたいとの考え方も示された。

その後参加者と鉄道局の間で質疑が行われた（主な質疑内容は以下参照）。最後に伴野副座長（衆議院議員、国会議員懇副会長）が、「今法案に課せられた使命は、J R九州はもとより、J R北海道、J R四国及びJ R貨物をはじめとしたJ R全体を俯瞰した将来展望を明確にすることである。今P Tは課題の深掘りを行う重要な場であり、引き続き関係者との意見交換を通じて取り組みを深度化させていく」と締めくくった。

<主な質疑内容>

参加者：今回J R本州三社と同様の指針が盛り込まれるとのことだが、J R本州三社に対して指針に基づく指導や勧告・命令が過去にあったのか？

鉄道局：法律上においてそのような取り扱いをしたことはない。しかしながら同指針が歯止めとしての機能を有してきたのも事実である。これからも引き続き適切に対応を行っていく。

参加者：先日の日本経済新聞でJ R九州の株式売却益をJ R北海道、J R四国に充てるとあったが、具体的な方策が決まっているのか？併せてJ R貨物に対する支援はどうするのか。

参加者：J R貨物に対する支援を図ってほしい。

鉄道局：新聞報道にあるようなJ R北海道及びJ R四国への支援は全く決定していないものである。とは言え各社の今後における経営状況を踏まえて判断していきたい。J R貨物も同様である。

参加者：地方ローカル線の維持を図ることが極めて難しい状況になってきているが、今後どのように対応していくのか。

鉄道局：ローカル線の維持については、例えばJ R九州は経営安定基金を適切に運用し、現在においてもなお1つの路線も廃止していない。このように経営安定基金はJ R九州にとって大事な資産であり、基金を取り崩し、鉄道を維持させる必要があると判断した。J R北海道、J R四国についても同様の趣旨であり、引き続いて地域の足である地方ローカル線をしっかりと守っていくことが肝要である。

参加者：J R九州にとって各種税制特例は鉄道事情の底支え機能となっている。同措置がないと更に60億円の赤字となり、このような状況の中で本当に生活路線を維持できるのか疑問である。

鉄道局：税制の特例措置については今後の議論となるが、これまでも本州3社は上場時に税制特例措置が廃止となっている。その中でなぜJ R九州だけ引き続き税制措置を継続するのかという議論になる。そうした状況も踏まえつつ、どう対応していくか検討して参りたい。

以 上